

2023 年 WSS 会議報告

1. はじめに

IFRS 財団は、世界中の法域の基準設定主体との意見交換を目的とした世界基準設定主体（World Standard-Setters; WSS）会議を毎年 1 回開催している。今年の会議は 9 月 25 日及び 26 日の 2 日間にわたり、英国ロンドン市内の会場において対面で開催され、会計及びサステナビリティに関する議論が行われた。企業会計基準委員会（ASBJ）及びサステナビリティ基準委員会（SSBJ）から、川西 ASBJ 委員長兼 SSBJ 委員長、山口 ASBJ 常勤委員及び筆者が出席した。

2. 全体のスケジュール

今回の会議の議題は、次のとおりであった。

	議 題	担 当
2023 年 9 月 25 日		
1	開会の挨拶	Mardi McBrien 氏（Conference Chair、IFRS 財団戦略問題担当ディレクター）
2	IASB アップデート	Andreas Barckow 氏（国際会計基準審議会（IASB）議長）、 Nili Shah 氏（IASB エグゼクティブ・テクニカル・ディレクター）
3	ISSB アップデート	Emmanuel Faber 氏（国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）議長）
4	Q&A を含む選択方式のセッション（1 回目） ● 金融商品 ● IFRS 会計基準の一貫した適用 ● IFRS S1 号及び IFRS S2 号の ロポーショナルリティ及び適用 ● SASB スタンド ● 企業結合 – 開示、のれん及び減	IASB 理事、 IASB テクニカル・ディレクター／スタッフ、 ISSB 理事、 ISSB ディレクター／スタッフ IFRS 第 17 号「保険契約」については、カナダ会計基準審議会（AcSB）、パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）アジア・オセアニア基準設定主体

	議 題	担 当
	損 ● IFRS 第 17 号「保険契約」	グループ (AOSSG) からのパネリストによるディスカッションが行われた。
5	パネル・ディスカッション：ISSB 基準の適用についての国際的な見解	モデレーター：Sue Lloyd 氏 (ISSB 副議長) パネリスト： 川西安喜 SSBJ 委員長、 Lebogang Senne 氏 (PAFA)、Cecilia Wei 氏 (香港公認会計士協会：HKICPA)、 Ian Carruthers 氏 (国際公会計基準審議会：IPSASB)、Georg Lanfermann 氏 (ドイツ会計基準委員会：DRSC)
6	Q&A を含む選択方式のセッション (2 回目) ● 金融商品 ● IFRS 会計基準の一貫した適用 ● IFRS S1 号及び IFRS S2 号のブ ロポーショナリティ及び適用 ● SASB スタダード ● 引当金 – 的を絞った改善	IASB 理事、 IASB テクニカル・ディレクター／スタッフ、 ISSB 理事、 ISSB ディレクター／スタッフ
2023 年 9 月 26 日		
7	1 日目の会議の振返り	Mardi McBrien 氏 (Conference Chair、 IFRS 財団戦略問題担当ディレクター)
8	パネル・ディスカッション：公的説明責任のない子会社の開示	<u>プレゼンテーション</u> Carlo Pereras 氏、Ozlem Arslan 氏 (IASB スタッフ) <u>パネル・ディスカッション</u> モデレーター：Michelle Sansom 氏 (IASB テクニカル・ディレクター) パネリスト：Bertrand Perrin 氏 (IASB 理事)、William Biese 氏 (メキシコ財務報告基準調査開発審議会：CINIF)、Jenny Carter 氏 (英国財務報告評議会：FRC)、Carolyn Cordery 氏 (ニュージーランド会計基準審議会：NZASB)、Agnieszka Stachniak 氏 (ポーランド財務省)
9	基本財務諸表	IASB 理事、 IASB スタッフ

3. 主な議事概要

(1) IASB アップデート

本セッションでは、冒頭、IASB 議長の Andreas Barckow 氏により、IFRS 会計基準がグローバルな財務報告言語として資本市場の発展と安定に果たす役割の重要性と、その発展に IASB の前身である国際会計基準委員会 (IASC) が 1973 年に設立されて以降の半世紀にわたる各国の基準設定主体とのグローバルな協力関係が果たした役割について言及がなされた。

また、エグゼクティブ・テクニカル・ディレクターの Nili Shah 氏より、IASB は、ステークホルダー・エンゲージメントに注力しており、資本市場において重要な事項に焦点をあて、適切な解決策を見出すうえで、各法域の会計基準設定主体との協力関係が非常に重要であるとの説明がなされた。

最後に、テクニカル・プロジェクトについて、Andreas Barckow 氏より、基本財務諸表プロジェクトに関する新たな基準書である IFRS 第 18 号を 2024 年第 2 四半期に公表する予定であり（発効日：2027 年 1 月 1 日）、あわせて公的説明責任のない子会社について開示を削減する基準書も公表すること、並びに適用後レビューの状況について、現在、IFRS 第 9 号「金融商品」の減損に関する要求事項、及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビューを進めているが、2023 年内に IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項及び IFRS 第 16 号「リース」についての適用後レビューの開始時期について議論する予定であることが説明された。さらに、以下の他のプロジェクトの状況についても説明がなされた。

- ダイナミック・リスク・マネジメント：2025 年に公開草案を公表予定
- 持分法：現行の会計基準の根本的な変更は行わず、15 の適用上の分野についての公開草案を 2024 年後半に公表予定
- マネジメント・コメンタリー：ISSB と共同でプロジェクトを進めるため現在は検討を保留している。2024 年の早い時期に両審議会でプロジェクトの方向性について検討予定
- 料金規制活動：2025 年に最終化予定

(2) ISSB アップデート

ISSB 議長の Emmanuel Faber 氏が、6 月 26 日に公表した ISSB の最初の基準である IFRS S1 号及び IFRS S2 号についてスピーチを行った。Faber 議長からは、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の再審議の過程で、特にプロポーショナルリティの課題に対応するために、「過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」の概念の導入や一定の救済措置の導入等により、適用を促進することを意図している旨が説明された。また、IFRS S1 号及び IFRS S2 号は依然として一般目的財務報告書の主要な利用者の目的に適合しており、利用可能な開示基準である旨が説明された。

また、7月25日に証券監督者国際機構（IOSCO）がISSBのサステナビリティ開示基準のエンドースメントを発表したこととあわせて、同日にISSBが法域の導入を支援するための「適用ガイド（Adoption Guide）」の概要を公表したことが説明された。また、7月31日に公表された欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）について、IFRSサステナビリティ開示基準との相互運用可能性を高めるための作業を行い、高い整合性を確認できた旨が説明された。

最後に、今後のISSBの活動として、IFRS S1号及びIFRS S2号の適用を支援するための基盤となる作業（foundational work）を進めること、SASBスタンダードの国際的な適用可能性の向上を今年中に完了させること、アジェンダの優先度に関する協議の分析を進め、2024年初頭にも分析結果を報告することが説明された。

(3) パネル・ディスカッション：ISSB基準の適用についての国際的な見解

ISSB副議長のSue Lloyd氏がモデレーターを務め、ISSBの最初の基準であるIFRS S1号及びIFRS S2号を各法域で適用するにあたっての各法域の状況及び見解がパネリストに求められた。パネリストからは、ISSB基準に基づく開示を行うことができるようなキャパシティ・ビルディングが重要であること、欧州ではESRSへの対応も必要になるという観点から相互運用可能性について関心が集まっていることに言及された。パネリストとして登壇したSSBJ川西委員長からは、日本における状況として、ISSB基準をベースとした開示基準の公開草案を2024年3月までに公表するべく議論を行っていること、その内容について教育的資料等により利害関係者の理解を深めてもらう必要があることが説明された。

以上